



EY 安永

Building a better
working world



Hong Kong Tax Controversy Insight

7 February 2020

2020 Issue No. 1

内国歳入局(IRD)の税務監査における共通の課題: 移転価格

この号ではIRDだけでなく、直近10年間にわたって世界的に注目されている移転価格問題を中心に解説します。移転価格は非常に複雑な問題ですので、このような問題に直面した場合には、税務専門家のアドバイスを求めることを強く推奨致します。

直近の10年間、移転価格は国際税務の世界で最も議論されている話題の一つです。移転価格とは、関連当事者間取引の価格設定に関するルールと方法を指します。移転価格の中心にある価値は独立企業間原則です。すなわち、ある取引について関連当事者から別の関連当事者に対して請求される価格は、両者が関連当事者ではない場合でも同じでなければなりません。

香港政府は2018年7月13日、内国歳入法(改正法案)(第6号)2018年(以下「改正法案」)を政府官報に公表し、一定の移転価格原則を内国歳入法(Cap. 112)(以下、「IRO」)において、法令化しました。一方で、移転価格規制が2018年7月に法令化される以前から、IRDは一部の移転価格の概念を審査や現地監査・調査事例に既に採用していました。

IRDによる査定における共通項目

移転価格の観点から、IRDによる査定のきっかけとなる共通項目は通常、以下の通りです。

1. グループ内マネジメント・フィー

納税者がマネジメント・サービスを受け、マネジメント・フィーを支払っている場合、IRDが懸念するのは、当該納税者が受けたサービスに対して過払いをしていないかどうかです。当該納税者が関連するグループ企業にマネジメント・サービスを提供する場合、IRDは、当該納税者が提供されたサービスに対して十分な報酬を得ているかどうかを焦点を当てます。

2. 企業間販売及び購買

販売・購買事業体の機能や活動によって、課金方法や基準が異なります。したがって、IRDにとっての重要な問題は、バリューチェーン全体で行われる機能や活動に対する報酬として、十分なマージンが残されているかどうかです。

3. 企業間サービス料

マネジメント・フィーと同様に、IRDはまず、サービス提供が行われたかどうかを確認し、次に受けたサービスに対して過払いをしていないかどうか、若しくは、提供されたサービスに対して報酬を受けているかどうかを確認します。

取引においては、サービス提供が実際に行われたかどうか、サービス料を請求すべきかどうかについて曖昧な点が残っている場合があります。例えば、顧客が必要とする製品を販売していないため、関連するグループ会社に顧客を紹介している場合などです。このような場合において、関連するグループ会社へ紹介サービスを提供したものと考え、紹介料を請求すべきかどうかは問題となります。

4. グループ内ライセンス料/ロイヤリティの支払い

経済協力開発機構が無形資産に関して導入したDEMPE(開発、改良、維持、保護及び活用)コンセプトに従い、IRDは関連する知的財産のDEMPE機能がどこで誰によって行われたかに基づき、ライセンス料/ロイヤリティの支払いが独立企業間原則に沿っているかどうかを査定します。

罰則規定

改正法案では、移転価格に関する罰則規定の導入を提案していますが、移転価格の算定は厳密な科学ではないことを考慮して、IROのセクション82Aに基づく他の違反に対する既存の罰金より低い水準に設定されています。

具体的には、移転価格に関する誤った情報に基づいて税務申告がなされたことに合理的な根拠がない場合や、租税回避の目的が認められた場合に、罰金が科されます。対象者には、(IROのセクション82Aの下で、誤った税務申告及びその他の事項に科される罰金は、過少申告額の3倍とされているのに相対して)過少申告額を上限とする罰金が追加課税されます。

しかしながら、IRDは、IROの関連条文に従って、より厳格な罰金を科したり、悪質なケースにおいては刑事訴訟を提起する可能性を排除していません。移転価格文書を整備することだけでは、納税者が罰則から免除されることはありませんが、罰則から免除される「合理的な理由」が納税者にあるかを判断する上では考慮されるでしょう。

罰則・違反行為に関する規定は、納税者にサービスを提供する事業者にも適用されます。

移転価格に関連するIRDからの質疑に対処するためのヒント

香港の移転価格税制においては、独立企業原則の主張・立証責任が納税者側にあり、尚且つ厳格な罰則規定が導入されています。従って、納税者は関連者間取引が独立企業原則に沿って行われていたことを証明する移転価格文書を指定期間内(対象となる各会計年度末から9カ月以内)に備置することが極めて重要です。適切とされる移転価格文書は、現地における事実分析や詳細な機能分析(納税者が果たす機能、使用する資産及び引き受けるリスクに係る分析)が必要となります。

さらに、移転価格は香港で新たに導入された税務上の分野であるため、当該新しい規則の適用に関するIRDの担当官とのやりとりには、より多くの時間が必要となる可能性があります。したがって、納税者は、関連当事者取引の詳細な方法論や算定基礎に焦点を当てる前に、税務専門家を利用して移転価格フレームワークを担当官に説明することも検討されます。

推奨事項

IRDは、移転価格規制が企業の規制上の負担と法令遵守コストに与える影響を抑えようとしてきましたが、文書化と届出に関する要件は、香港の税制環境に大きな変化をもたらしています。当該規制は非常に複雑であり、香港の納税者に多方面で影響を与えています。

特に多国籍企業またはクロスボーダー活動を行っている企業は、新たな移転価格規制のコンプライアンスを確保するために、既存の運営及び税務・移転価格の仕組みを再確認する必要があり、必要に応じて税務専門家のアドバイスを求める必要があります。

マスターファイル及びローカルファイルの作成が免除される事業体であっても、詳細な移転価格文書は、税務調査及び監査の状況においての罰則を緩和する要素となる可能性があります。

さらに、香港の税務監査は、その査定対象期間が少なくとも6年間となり、移転価格問題を伴うことが一般的です。詳細な移転価格文書は、税務監査においての関連者間取引の正当性を説明する際の難しさを緩和し、企業内での人事異動があった場合におけるノウハウ喪失の防止にも役立ちます。

上記のことから、弊事務所は納税者が適切な移転価格文書を作成することを強く推奨いたします。



Hong Kong office
 Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Ian McNeill
 Deputy Asia-Pacific Tax Leader
 +852 2849 9568
 ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com		
Hong Kong Tax Controversy Leader		China Tax Controversy Leader	Greater China Tax Policy Leader		Business Tax Services / Global Compliance and Reporting
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com		Michael Lin +86 755 2238 5780 michael-cs.lin@cn.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting					
Hong Kong Tax Services					
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com		Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com		Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
China Tax Services					
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com		Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com
Tax Technology and Transformation Services					
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			
International Tax and Transaction Services					
International Tax Services			Transfer Pricing Services		
Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com					
Transaction Tax Services					
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com		Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric.yh.lam@hk.ey.com	
Indirect Tax Services		People Advisory Services			
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com		Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.

APAC no. 03009793
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

